

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 遊漁船業の申請にあたって ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

【登録又は更新申請に必要な書類】

必要な書類	根拠	個人	法人	チェックポイント
①遊漁船業者登録申請書（様式第一号）	法第3条	○	○	・収入証紙を貼ること
②登録者に係る誓約書（様式第二号）	法第4条 規則第4条第1項	○	○	
③業務規程	規則第4条第1項 同第10条	○	○	・必要な基準を満たしていること
遊漁船業務主任者に適合することを証する書面				
・④海技免許又は小型船舶操縦免許証の写し	規則第4条第1項 同第14条第1項	○	○	・「特定限」となっている場合は、平水区域しか航行できない ・R8.4以降、特定免許の講習を受けておらず「特定」の欄が赤色となっている者は、船長として遊漁船に乗船不可
・⑤実務経験・実務研修証明書（様式第三号）	法第4条 同第14条第1項	○	○	・実務経験一年以上（更新） ・業務の形態が一致する有資格者のもとで5時間以上の研修を30回以上
・⑥業務主任者講習修了証明書の写し	規則第4条第1項 同第14条第1項	○	○	・他県開催の講習受講でも可 ・有効期限は5年間
⑦業務主任者に係る誓約書（様式三号の二）	法第4条 規則第4条第1項	○	○	
⑧損害賠償の支払い能力を証する書面 （保険証券等の写し） （又は保険加入申込書と払込証明書）	規則第4条第1項 同第9条	○	○	・補償額は死亡・損害のいずれの場合も一人3,000万以上の補償であること。ただし、R7.4以降は5,000万以上となる。 ・保険に加入している船舶の事故であれば、加入名義人と登録者・業務主任者が異なっても保険に支払いの対象となる。（漁船保険組合） ・人数は船舶検査証書の旅客定員と一致すること ・瀬渡しをしている場合は利用定員と一致すること
※瀬渡しに係る保険約款（保険約款がある場合）				
⑨船舶検査証書の写し	規則第4条第1項	○	○	・旅客定員と有効期限
⑩登記事項証明書	規則第4条第1項		○	
⑪申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 （運転免許証又は小型船舶免許証の写し）	規則第4条第1項	○		・住所の確認
⑫選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面 （運転免許証又は小型船舶免許証の写し）	規則第4条第1項	○	○	・業務主任者の住所の確認
⑬役員住民票の抄本又はこれに代わる書面 （運転免許証又は小型船舶免許証の写し）	規則第4条第1項		○	

【登録手数料】

■新規登録は20,000円、更新時は16,000円になります。

◆県の収入証紙を申請書に貼付してください。

【登録事項、業務規程の変更について】

■登録事項（右欄）に変更があった場合には、遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号）に記入して変更のあった日から30日以内に届け出る必要が有ります（遊漁船の適正化に関する法律七条）。

■業務規定の内容を変更する場合は、業務規程変更届出書（様式第六号）に記入して事前に届け出る必要があります（遊漁船の適正化に関する法律十一条）。

◆保険期間や使用船舶等、登録事項と業務規程のどちらにも変更がある場合は、それぞれ変更届を提出願います。

◆特定操縦免許の有効期限等の事前の届出が困難なものについては変更日の日付で届出をお願いします。

○登録事項

- ①氏名又は名称
- ②住所・電話番号
- ③営業所の名称
- ④営業所の住所・電話番号
- ⑤業務主任者の氏名（追加・削除）
- ⑥遊漁船の名称（船舶の追加）
- ⑦損害賠償措置の契約内容

〔 契約の名称・補填額
旅客定員・利用定員・保険期間 〕

メモ 遊漁船業を営むために・・・

■遊漁船業とは？

船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他農林水産省令に定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（遊漁船業法第2条第1項）

・磯、防波堤渡し等の渡船業や観光定置網（見学を除く）等の営利を目的とした体験漁業も遊漁船業となる。年1回の営業でも登録を受ける必要がある。

■遊漁船業者や遊漁船業務主任者の義務

1 業務規程の遵守

出港や帰港の判断基準等を定めた規定を作成したものを遊漁船や営業所に備え付け、遵守することが必要です。

2 遊漁船業務主任者の選任と乗船

遊漁船業務主任者講習会を受講した者で、1年以上の実務経験がある者又は遊漁船業務主任者の下で一定の実務研修を受けた者を乗務させる必要があります。遊漁船業務主任者が船頭になっても構いません。

3 賠償責任保険の加入

旅客定員1人あたり3,000万円以上の保険への加入が必要です。

※令和7年4月1日以降は5,000万円以上の保険

4 気象情報の収集

5 遊漁船の出航前検査

6 船長等の酒気帯びの有無、健康確認

7 利用者名簿の備え置き

8 採捕規制の内容周知

県や団体等の定めている動植物採捕規定を熟知し、乗客に伝えなければなりません。

9 標識の掲示

所定の様式で、船体と営業所に表示標示しなければなりません。

10 乗務記録の作成・保存

11 インターネットによる情報の公表

遊漁船業者登録票、業務規程（別表4、6、7、8、10、11、12）の公表が必要です。ただし、自社ホームページを持たない等により公表が難しい場合は、営業所に掲示する必要があります。

12 名義利用の禁止

※重大事故が発生した場合は県へ報告願います。

■誰が登録申請をするのか？

◆登録申請を行うことができる者は上記の義務を果たし事業全体を管理できる者。

◆釣具店や民宿、漁業協同組合が利用客を斡旋している場合は、

・ただ単に利用客を釣船に斡旋しているだけの場合

→実際に乗船させて釣りをさせている者が登録を受ける。

・上記遊漁船業者の業務を履行し、事業全般を管理している場合

→釣具店等が遊漁船業者として登録を受ける。ただし、この場合は釣具店や民

宿、漁協が遊漁船業法に規定される各種の義務を履行する責任を負うことになる。

無登録で遊漁船業を営んだ場合には、最大3年の懲役又は300万円の罰金もしくは、その両方の罰が科せられます。刑罰を受けるとその後5年間は登録を受けられません。